



令和6年9月3日
物流・自動車局旅客課

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業
に係る予備費の使用について

標記予備費使用について、9月3日に閣議決定されましたのでお知らせします。

<問い合わせ先>

物流・自動車局旅客課

担当：村田、能勢、紙谷

TEL：03-5253-8111 [内線：41203、41254、41263]

03-5253-8571(直通)

令和6年度

国土交通省
物流・自動車局関係
予備費使用の概要
(9月3日閣議決定)

令和6年9月
物流・自動車局

予備費使用概要 (9月3日閣議決定)

○タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業

LPガスの価格高騰による負担軽減のため、原油価格高騰の激変緩和制度(経済産業省)に準じて、タクシー事業者に対する経費を計上。

予備費使用額 38億円

- 原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者の燃料価格について時限的・緊急避難的な激変緩和事業を継続。

<事業概要>

- ・ 足元の原油価格の動向や、事業の実施状況を踏まえ、経済産業省の事業に準じて令和6年内に限り継続。
- ・ LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援。
- ・ 経済産業省の事業に準じて、LPガスについても基準価格より超過額17円以下の部分の補助率は、3/5とする。
- ・ 基準価格より17円超となる場合、超過分について全額支援する。
- ・ 基準価格は、89.7円。

